

「巨大地震警戒対応」における分野別検討項目及び検討方向（抜粋）

検 討 項 目	検 討 方 向
全般対応方針	<p>◆特に警戒を要する1週間の間地震発生や気象変化等の状況推移予測に基づき、<u>住民生活や社会経済活動への影響を最小限にするとともに、災害リスクに応じた住民の安全確保措置を確実に</u>行うことを基本に対応する。また、大規模地震発生時の<u>災害応急対策の初動対応を円滑に行えるよう</u>措置する。</p>
住民の事前避難の要否、対象地域・住民の範囲及び期間等	<p>◆地震発生と気象変化に伴う<u>土砂災害、大規模火災、老朽家屋倒壊等による災害リスク</u>について、前兆現象を含む科学的根拠及び専門的知見に基づき的確に評価するとともに、住民避難を含む行動制限による影響を至当に判断して、<u>住民避難の要否、対象地域・住民の範囲、避難の態様を決定</u>する。</p> <p>この際、現行の地震災害対応のための「<u>避難対象地区</u>」内の「<u>要避難地区</u>」指定地域及び土砂災害特別警戒区域については、<u>特段の考慮</u>を払う。</p> <p>◆避難情報発令後、<u>3日、5日の中間段階で検討し避難継続の要否を判断</u>する。</p>
医療機関の対応（島田市立総合医療センター）	<p>◆原則、<u>通常診療体制を維持しつつも、必要に応じ不急の外来診療は一部制限</u>する等の措置を講ずる。</p>
学校・保育園・放課後児童クラブの運営。通学・通園バスの運行	<p>◆学校・保育園・放課後児童クラブ等は<u>通常運営を継続</u>することを基本とする。</p> <p>◆地震発生時に備えた<u>児童・園児の安全確保措置を強化</u>する。特に、住民の事前避難対象地域内にある学校等は、運営要領について一定の配慮を行う。また、季節特性に応じて運営時間の短縮の要否を検討する。</p> <p>◆<u>通学・通園バスは、必要に応じ道路通行規制に合わせた運行</u>とする。</p>
市管理道路（市道・農道・林道）の交通規制の要否、規制の範囲・期間	<p>◆豪雨及び地盤風化等による法面や路肩の土砂崩落のリスク発生、復旧・改修工事の実施等の要因により、通行の安全が確保できないおそれがある場合、<u>一部区間の交通規制、通行時の注意看板設置、迂回路の指定等の措置</u>を行う。</p>
沿岸部避難住民の受入態勢	<p>◆沿岸部市町の<u>津波事前避難住民の避難を受け入れる場合の避難所</u>を確保する（1次指定避難所以外の避難施設を確保）。</p>